

社会医療法人誠光会 指定居宅介護支援事業所きらら 重要事項説明書

1 当事業所の概要

事業所名 社会医療法人誠光会 指定居宅介護支援事業所きらら
所在地 滋賀県草津市野村2丁目13-13
事業所の番号 滋賀県知事指定 2550680017
サービスを提供する通常の事業実施地域 草津市全域

当事業所の法人概要

名称 社会医療法人 誠光会
所在地 滋賀県草津市矢橋町1660
法人種別 社会医療法人
代表者 理事長 北野 博也

当事業所の従業員および担当数

	員数	業務内容
管理者 辻 佳代		従業員の管理・業務の把握
介護支援専門員(管理者含む)	7名以上	サービス計画の作成・連絡調整
介護支援専門員のうち主任介護支援専門員	5名以上	
保有資格		看護師・歯科衛生士・管理栄養士・社会福祉士・介護福祉士
介護支援専門員1名あたりの担当数		法令に法り45名未満です

当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電話 077-567-5177 ・ 077-565-2715
FAX 077-567-2085

営業日 月曜日から土曜日
営業時間 午前9時00分から午後5時00分まで
但し、土曜日は午前9時00分から午後1時00分まで
営業日以外・営業時間以外の連絡先 電話 080-1437-2066

2 事業の目的および方針

事業の目的 お客様の状況に応じて適切な介護サービス計画の作成を行い、各施設との連絡調整を行います。

事業の方針 お客様の状況に応じて可能な限り居宅で自立した生活が送れるよう居宅サービス計画の作成を公平中立な立場で適正に行います。

3 提供するサービスの内容と料金

〈内容〉	〈提供方法〉
居宅サービス計画の作成と各サービス事業所との調整	課題分析標準項目アセスメントシート等を使用し、お客様に必要な援助を考え、サービス担当者会議等を行い居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画原案の作成にあたっては、お客様自身によるサービス選択ができるよう、複数の指定居宅サービス事業者の紹介を行います。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選択理由等についても理解が得られるよう懇切丁寧に説明を行います。
サービスの実施状況及び課題の把握	1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員がお客様宅を訪問し、サービスの内容が適切かなどについて相談します。

給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、又、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して給付管理を行います。
要介護認定の協力・援助	お客様が要介護認定の変更や、更新認定を受けるについて申請を代行したり、その他の必要な援助を行います。
お客様からの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談ください。
お客様の入院時の連携の促進	お客様が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、病院等の連携を早期に行えるよう、できる限り担当の介護支援専門員の名前及び連絡先（ <u>社会医療法人誠光会指定居宅介護支援事業所きらら 077-567-5177</u> ）を病院の担当者等にお伝えいただくとともに、事業所にもご連絡下さい。

4 担当介護支援専門員の変更・交替について

担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、お気軽にご相談ください。
必要に応じ、事業所よりお客様に担当の介護支援専門員の変更をお願いすることがあります。

5 個人情報の保護 ・ 秘密保持について

当事業所がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、お客様へのサービス提供の為に必要な業務（サービス担当者会議等）以外では決して他には漏れないようにします。サービス提供に関わってお客様の情報を他の事業者と共有する必要がある時や実習等の受け入れの際は、予めお客様に説明し同意をいただきます。なお、職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中は勿論、退職後も保持します。

6 解約

- 1 お客様は当事業所に対し、契約書に添付した「解約の通知」を解約する日までに事業所に届出いただくことにより、この契約を解約する事が出来ます。但し、緊急の入院などやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、お客様に対し契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報を提供し、お客様が滞りなく介護保険のサービスを受ける事ができるよう手配します。

7 事業所の解除権

当事業所は、従業者に対して暴言、暴力等のハラスメント行為、またはお客様と事業所との間の信頼関係を損壊する行為が発生した場合は、上司等関係者間で協議し解決を図ります。改善の見込みがなく健全な信頼関係が構築できず、この契約の目的を達する事が不可能になったと判断した場合は、1ヶ月以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

8 契約の終了

契約満了日までにお客様より「契約終了申出書」の提出があった場合
また次の場合には自動的に契約を終了します。

- 1 お客様が要介護状態でなくなった場合
- 2 お客様がお亡くなりになった場合
- 3 お客様が介護保険施設や医療機関に入所、入院された場合。
但し退所、退院後にサービス計画がある場合はこの限りではありません。
- 4 居宅サービスの利用の算定が3ヶ月以上されなかった場合
- 5 契約について、お客様からの解約の意思表示、または事業所からの解除の意思表示の後、予告期間が満了した場合

9 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じるよう努めます。

- 1 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発を行います。
- 2 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備を行います。
- 3 その他ハラスメント防止のために必要な措置。

10 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 感染症予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じるように努めます。

- 1 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施します。
- 2 その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

12 虐待の防止・身体拘束廃止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため責任者を設置するなど次の措置を講じるよう努めます。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施します。
 - 2 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的の実施します。
 - 3 その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）
- 事業所は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

13 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情がございましたら、当事業所の窓口までお申し出下さい。

- 1 当事業所が提供するサービスについて
- 2 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

社会医療法人 誠光会 指定居宅介護支援事業所 きらら

滋賀県草津市野村2丁目13-13

相談担当者 辻 佳代

電話 077-567-5177 077-565-2715

FAX 077-567-2085

当事業所以外でも、下記の窓口があります。

滋賀県草津市役所 介護保険課

滋賀県草津市草津3丁目13-30

電話 077-561-2369

FAX 077-561-2480

滋賀県国民健康保険団体連合会

滋賀県大津市中央4丁目5-9

電話 077-510-6605（介護保険苦情相談専用）

FAX 077-510-6606

令和 年 月 日

お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	滋賀県草津市野村 2 丁目 1 3 - 1 3
	名 称	社会医療法人誠光会 指定居宅介護支援事業所 きらら

説明員	所 属	社会医療法人誠光会 指定居宅介護支援事業所 きらら
	氏 名	

私は、本書面により事業者から重要な説明を受けました。

本人	住 所
	氏 名

(代理人)	住 所
	氏 名